

長野県地方税滞納整理機構事務局設置条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。